

○浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱

昭和55年 5月26日

告示第20号

改正 昭和56年 3月20日告示第19号

(題名改称)

昭和56年12月28日告示第73号

昭和59年 3月14日告示第 6号

平成13年 3月 1日告示第10号

平成19年 5月18日告示第71号

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内の自治会及び自治会連合会の健全な運営を促進することにより、住民の福祉の増進を図るため、これらの運営に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(昭56告示19・一部改正)

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会 本市に居住する住民により組織され、住民の福利を目的とした自主的団体で、次の要件を満たしたものをいう。

ア その加入世帯がおおむね100以上の団体であること。ただし、市長が地域性を考慮して特に認めた場合は、この限りでない。

イ 組織としての意思を決定する方法、運営方法、代表の方法等が確定しており、かつ、これらを記載した規約を有すること。

ウ 自治会として届出書（別記第 1 号様式）を提出し、受理された団体であること。

(2) 自治会連合会 自治会の連合組織をいう。

(昭56告示19・昭56告示73・昭59告示 6・一部改正)

(補助金の種類、補助事業及び補助対象)

第 3 条 補助金の種類、補助事業及び補助対象は、次のとおりとする。

補助金の種類	補助事業	補助対象
自治会運営費補助金	自治会の運営	自治会
自治会連合会運営費補助金	自治会連合会の運営	自治会連合会

(平19告示71・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市長が別に定める基準に基づき算定した額とする。

(昭56告示19・一部改正)

(交付の申請)

第5条 自治会又は自治会連合会の会長（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付申請書（別記第2号様式）に予算書（別記第3号様式）及び事業計画書（別記第4号様式）を添えて市長に申請しなければならない。

(昭56告示19・一部改正)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

(昭56告示19・一部改正)

(申請事項の変更)

第7条 補助金等の交付の決定後、第5条の申請書及び添付書類中に変更を生じたときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。この場合、市長は、補助金等の交付の決定を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合に準用する。

(昭56告示19・一部改正)

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、次の年度の4月30日までに浦安市自治会・自治会連合会事業実績報告書（別記第6号様式）に収支決算書（別記第7号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(昭56告示19・一部改正)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金額確定通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

(昭56告示19・一部改正)

(請求等)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(昭56告示19・一部改正)

第11条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において会の運営上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、申請者は、浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払いの方法により補助金の交付を受けた申請者は、第9条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払精算書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(昭56告示19・一部改正)

(補助金の決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、自治会及び自治会連合会が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関し補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、市長は、その返還を命じることができる。

(昭56告示19・一部改正)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、浦安市自治会及び自治会連合会運営

費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(昭56告示19・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。
(浦安町自治会運営費補助金交付要綱の廃止)
- 2 浦安町自治会運営費補助金交付要綱(昭和54年告示第21号)は、廃止する。

附 則(昭和56年3月20日告示第19号)

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月28日告示第73号)

この告示は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月14日告示第6号)

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月1日告示第10号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月18日告示第71号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記第1号様式(第2条第1号)

浦安市 自治会設立届出書

自治会名	
発足年月日	
役員数	
班長数	
設立年月日	
加入世帯数	
添付書類	規約・役員名簿・事業計画書

上記のとおりお届けします。

年 月 日

代表者 住所
氏 名

浦安市長 様

第2号様式(第5条)

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付申請書

年 月 日

浦安市長 様

名 称
代表者職氏名

年度 事業を別添事業計画書のとおり実施いたしますので、浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

記

交付申請額 円

第3号様式(第5条)

年度

予算書

歳入合計

円

歳出合計

円

歳入

科 目	金 額	摘 要

歳出

科 目	金 額	摘 要

年 月 日

会長

印

第4号様式(第5条)

年度

事業計画書

月 日	事 業 計 画

第5号様式(第6条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市自治会・自治会連合会運営費
補助金交付決定通知書

浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額

円

第6号様式(第8条)

浦安市自治会・自治会連合会事業実績報告書

年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付の決定通知のあつた
を実施したので浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第8条
の規定により、別紙のとおり補助事業の実績を報告します。

別紙

年度

事業実績報告書

月 日	会 議 名	事 業 名

第7号様式(第8条)

年度

収支決算書

歳入合計 円
歳出合計 円
差引残高 円

歳入

科 目	金 額	摘 要

歳出

科 目	金 額	摘 要

上記のとおり相違ありませんので報告いたします。

会 長 印
会 計 印

監査の結果、適正であると認めます。

監 事 印
監 事 印

第8号様式(第9条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金額確定通知書

下記のとおり、補助金の額を確定しましたので、浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第9号様式(第10条)

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもつて額の確定のあつた 年度
補助金を、浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第10条の規定に
より、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

円

第10号様式(第11条第1項)

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあつた 年度
補助金を、浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第11条第1
項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

概算払請求額 金 円

第11号様式(第11条第2項)

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払精算書

年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあつた 年度
補助金を下記のとおり精算いたします。

記

概算交付額 円

交付確定額 円

精 算 額 円